

## 農地中間管理事業で安心な農地の貸し借りをしませんか

### 農地中間管理事業とは

農地中間管理機構（大阪府みどり公社）が、農用地等の貸付を希望する出し手から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を希望する受け手（担い手農家、企業等）に貸し付ける制度です。農地中間管理機構は、農地の中間的受け皿となる組織で、大阪府では、みどり公社が担います。

なお、事業の実施区域は、農業振興地域に限られます。

### 受け手の公募

みどり公社が借り受けた農用地の借り受け希望者は、公募し公表することとなっています。

農用地の借り受けを希望される方は、みどり公社が募集する公募に応募し、登録していただくことが必要です。

### 農地中間管理事業のイメージ



貸付希望者（出し手）

自分では耕作や農地の管理が難しくなってきた。誰かに農地を貸そうかな。



借受希望者（受け手）

農地を借りたいけど、なかなか農地が見つからない。

- 公的な機関に貸し出すから安心。
- 農地を貸しても、期限がくれば返ってくる。離作料はかからない。
- 近隣に借り手がないとき、幅広く受け手を探することができる。

- まとまった農地を確保しやすい。
- 土地勘のない地域への参入も検討できる。
- 出し手が複数いても、公社との交渉で済む。
- 借入期間中は、原則中途解約はないため、安心して耕作できる。

借受け

農地中間管理権の取得

公募に応募

貸付け

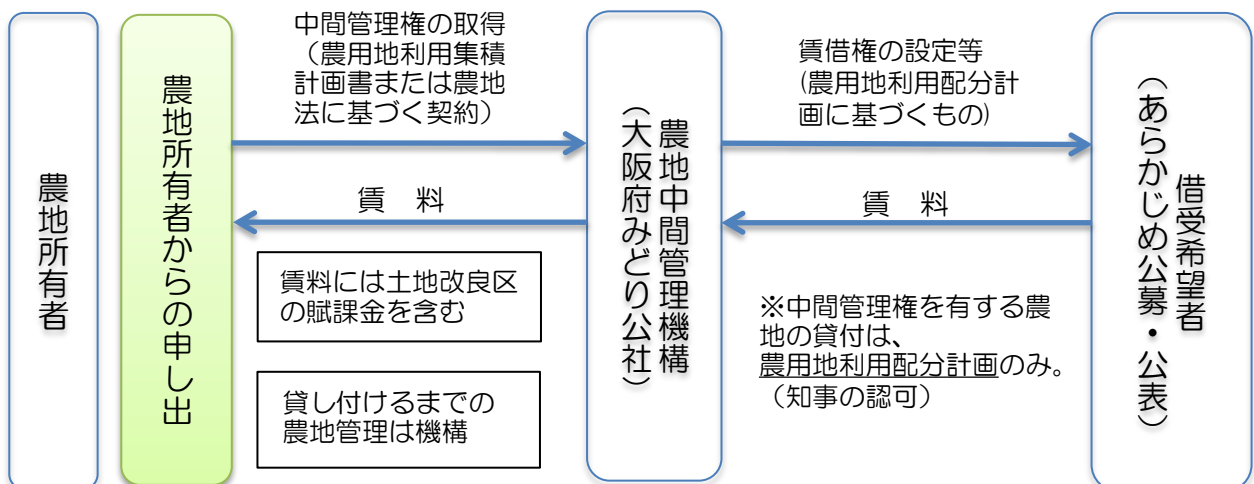
農用地利用配分計画を大阪府知事が認可

農地中間管理機構  
(大阪府みどり公社)

連携・協力

市町村  
市町村農業委員会

### 機構による農地の貸付概要



## 権利設定までの流れ

- 1 借受希望者（受け手）  
公社は、原則年1回以上、地域ごとに借受希望者を募集（公募）し、借受希望者リストとしてまとめ、公表します。
- 2 農地  
農地所有者からの貸付の申出により、公社が農地を借り受けます。  
（借受には一定のルールがあります。要件が整えば集積協力金の対象となります。）
- 3 公社は、貸付先決定ルールに基づき、人・農地プラン等を考慮して、借受希望者リストから受け手を選定し、農用地利用配分計画を決定し、府へ認可申請します。
- 4 配分計画を府が認可し、公告することで、借受希望者（受け手）へ権利が移動します。

## 公社がお借りする農地

- ◆中間管理権を取得する農用地等の基準
  - (1) 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資するもの
  - (2) 農用地としての利用が著しく困難でないこと
  - (3) 募集の状況から農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い農用地でないこと
- ◆農地中間管理権の取得方法  
農地貸借の期間は原則10年以上とし、農地中間管理権の取得には、農地利用集積計画書あるいは農地法による貸借契約書を締結します。
- ◆契約解除  
中間管理権の取得後2年を経過しても貸付見込みがない場合は、貸借を解除します。

## 農地の出し手への支援（機構集積協力金）

- ◆地域集積協力金（地域に対する支援）  
地域における機構への貸付が一定割合を超えていること。
- ◆経営転換協力金（出し手に対する支援）  
機構に貸し付けることにより経営転換やリタイアする農業者が対象。  
農地が機構から受け手に貸し付けられること。
- ◆耕作者集積協力金（出し手に対する支援）  
機構の借受農地に隣接する農地を機構に貸付た農業者が対象。

※申請は各市町村になります

農業振興地域外では、出し手さんと借り手さんの相対契約となります。  
貸借の利用調整等は、大阪府、市町村と連携してお手伝いします。

## 一般財団法人 大阪府みどり公社（農地中間管理機構）

〒541-0054  
大阪市中央区南本町二丁目1番8号  
（一財）大阪府みどり公社 農政チーム  
TEL (06) 6266-8916  
（業務時間：平日9:00～17:30、土日祝日は休み）

\*アクセス  
地下鉄（堺筋線・中央線）  
堺筋本町駅9番、14番出入口よりすぐ

